

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	志木地区衛生組合						
地域内総人口（人）	355,994人（令和6年10月1日現在）						
地域総面積（㎢）	51.60㎢						
地域の要件	人口						
地域の要件がその他の場合は 具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称（設立年月日）	志木地区衛生組合（昭和39年6月 足立町外2町衛生組合として設立）						
組合を構成する市町村	志木市、新座市、富士見市						

イ. 計画実施期間

開始年月日	平成31年4月1日
終了年月日	令和6年3月31日
計画期間	5年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

確認した都道府県の 広域化・集約化計画の名称	
---------------------------	--

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	志木市、新座市、富士見市
	実施年度	平成14年度
	実施方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	当組合では、平成14年度より構成市内全域において、フフスナック使用製品廃棄物とフフスチック容器包装廃棄物を一括回収し、選別・圧縮梱包した後、プラスチック容器包装廃棄物は、日本容器包装リサイクル協会へ再商品化を委託し、プラスチック使用製品廃棄物についても、再商品化事業者に再商品化を委託している。
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施		
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	④その他（詳細は下記）
上記が④の場合、その詳細	生活系ごみのうち粗大ごみ、事業系ごみについては有料化を導入している
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	粗大ごみを除く生活系ごみについては、無料での収集・処理となっていいが、ごみ排出抑制や排出量に応じた負担の公平性の観点から、本組合及び構成市において、有料化の必要性や効果及び市民生活への影響などの調査・研究を進めている。

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	志木市：志木市災害廃棄物処理計画 新座市：新座市災害廃棄物処理計画 富士見市：富士見市災害廃棄物処理計
未策定の構成市（策定予定期）	
備考	

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成29年度	令和6年度	令和6年度	実績/目標
①総人口（人）		352,108	355,636	355,994	
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	17,608	16,730	17,391	24%
	生活系ごみ排出量（トン）	71,543	69,264	66,952	202%
	1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	465	444	431	162%
	その他排出量（集団回収等）	7,531	12,248	5,627	-40%
	総排出量（トン）	96,682	98,242	89,970	-430%
再生利用量	1人1日当たりの排出量（g/人日）	752	757	692	-1200%
	総資源化量（トン）	25,146	29,641	23,177	25%
最終処分量	総排出量に占める総資源化量の割合（%）	26%	30%	27%	
	埋立最終処分量（トン）	4,645	4,447	3,237	0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合（%）	5%	5%	4%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWH）	-	-	-	
	年間の熱利用量（GJ）	-	-	-	
特記事項					

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、（実績の割合-現状の割合）/（目標の割合-現状の割合）を記載。

2 目標が達成できなかった要因

事業系ごみについては、コロナ禍収束に合わせた経済活動の回復、人口の増加に伴う経済活動の活発化などによりごみ量が増加したものと考えられる。

集団回収量、直接資源化量については、生活系ごみが減少していること、分別が徹底されていないことが考えられる。また、行政回収や集団回収以外の店頭回収等の資源回収活動の影響も考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和13年度まで

令和8年度に次期志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和9年度～令和18年度）を策定する予定であることから、目標達成年度を中間年度に当たる令和13年度とし、以下の方策を実施していく。

【排出量】事業系ごみ

事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について、講習会や説明会等を実施し、有効な取り組み事例の紹介や事業者向けの適正処理の手引きを作成する等、啓発・指導を積極的に行い、事業者の自主的な取り組みを支援する。

- ・事業所への立入検査や搬入物の展開検査を実施し、分別状況の確認・指導を強化する。
- ・廃棄物処理手数料見直しの調査・研究を進める。

【再生利用量】集団回収量、直接資源化量

- ・可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物の回収が進むよう、自治会、PTA等を通じて周知を図るなどの協力体制を推進する。
- ・店頭回収等の民間ルートによる資源化の実態把握方法等について検討する。

（都道府県知事の所見）

事業系ごみ排出量は目標を達成することができなかった。要因としては、コロナ禍収束や人口の増加に伴う経済活動の活発化などによりごみ量が増加したものと考えられ、本計画で掲げられた方策の実施により目標を達成することが望まれる。

また、再生利用量に関しては、総資源化量の目標が達成できず、総排出量に占める総資源化量の割合も増加しなかった。要因としては、分別が徹底されていないこと等が考えられるため、住民への一層の啓発に努めることが望まれる。

以上のことから、目標の達成に向けて、事業系ごみ及び生活系ごみの発生抑制、資源回収の向上に向けた方策等を着実に実行し、さらなる循環型社会の形成推進に努められたい。